

# 承認・ステイグマ・「独立性の原理」

—— ドゥオーキンの資源平等論は誤承認の不正義を克服しているか ——

森 悠一郎

## 1. はじめに

本稿は英米圏を代表する法哲学者、ロナルド・ドゥオーキンの平等主義的正義構想の一部を構成する「資源の平等 (equality of resources)」論につき、それが (経済的不平等の問題のみならず) 制度化された文化的意味秩序に起因するいわゆる「誤承認の不正義 (injustice of misrecognition)」にも対処し得るかどうかにつき検討するものである。2013年2月14日にドゥオーキンが81歳で世を去ったことは記憶に近い。彼は法哲学者として、ジェレミー・ベンサム、ジョン・オースティン以来のイギリスの分析的法学の伝統に名を連ねるH. L. A. ハートの法実証主義<sup>(1)</sup>に対する批判を敢行する一方で<sup>(2)</sup>、政治哲学の領域でも、ジョン・ロールズの『正義の理論<sup>(3)</sup>』(1971年)から影響を受けつつも、より平等主義的な立場を志向した独自の分配的正義論を展開し<sup>(4)</sup>、ロールズとともに米国における「左派リベラル」の政治的主張に理論的支柱を提供してきたと言える。もっとも彼の平等主義的正義理論に対しては、市場原理に奉ずるリバタリアンやネオ・リベラル陣営からの評価が芳しくないことは当然予想される一方、逆に被抑圧的集団に対する構造的差別の実態に着目する左派陣営の内部においてその評価は一様ではない。

英米圏の政治哲学・規範倫理学の諸潮流では、片やロールズの『正義の理論』に端を発する経済的 (再) 分配中心の平等主義的な分配的正義論の流れがあり、ドゥオーキン自身の平等理論

もその系譜に連なるものとして位置付け可能である。他方このようなロールズ来の分配的正義のパラダイムに反発し、自己をそこから差別化する批判理論の諸潮流も存在する。現代政治理論の文脈で、ロールズに代表される分配的正義の諸理論が、表層的な財の事後的再分配のみに終始し、そのような分配格差が生成される抑圧的構造そのものの不正義を直接俎上に乗せられないとして指弾するアイリス・ヤングの「分配的正義批判」<sup>(5)</sup>、多文化主義の立場から、経済的 (再) 分配及び法的平等を中心とする分配的正義論の (支配的集団への) 画一化傾向を批判し、少数個人及び集団のアイデンティティへの相互承認を要請するチャールズ・テイラーの「承認の政治 (politics of recognition)」の理論<sup>(6)</sup>などがそれである。また、批判的社会理論及びフェミニズム政治理論の立場から、ヘーゲル哲学の影響を受けたテイラーやアクセル・ホネットの「承認をめぐる闘争 (Kampf um Anerkennung)」<sup>(7)</sup>の問題意識を受けつつ、「主体のアイデンティティに対する毀損」を基底に据えるそれらの立場が孕む共同体主義的傾向を批判し<sup>(8)</sup>、他方でロールズ来の経済的 (再) 分配及び法的平等を中心とする分配的正義論では制度化された文化的意味秩序に起因する特定集団に対するステイグマ化などの誤承認の問題に対応できないとして、経済的再分配と文化的承認の両パラダイムを上位の規範的枠組みの下で統合しようとするナンシー・フレイザーの「再分配/承認の正義」の理論<sup>(9)</sup>もその潮流に位置付けられよう。

さらに、分析哲学の洗練を受けた規範倫理学の中から、平等論の問題関心を主として財・資源の均等分配に限定してきた分配パラダイムを批判して、平等論の第一義的関心を抑圧関係の除去、社会的対等関係の構築に据えようとするエリザベス・アンダーソンらの「関係論的平等主義 (relational egalitarianism)」のパラダイムが対抗軸を形成している<sup>(10)</sup>。

ロールズを嚆矢とし「何の平等か？」という指標問題を平等論の主題として設定したセン及びドゥオーキン<sup>(11)</sup>を経て洗練されてきた平等主義的な分配的正義論は、その後「平等」、「運」などの概念の緻密化を志向し、極度に概念分析的な方向への傾斜を強めている<sup>(12)</sup>。ゆえにそれら主流派の平等理論に対し、その問題関心が現実に生起している差別・抑圧実践に根差した問題意識からかけ離れたものとなってしまっていないかとの声が上述の批判理論の側から上がるのは理由のあることである。現に筆者自身そのような批判理論側の問題意識に共鳴し、とりわけフレイザーの「再分配／承認の正義」の規範的統合の問題意識に照らして上述のアンダーソンの関係論的平等主義を洗練化した上で積極的に擁護し、具体的な制度構想論へと敷衍しようとするものである。かかる壮大な試みは別稿で展開を予定しており本稿はその予備的試論としての位置を有する<sup>(13)</sup>。後に見るように本稿ではドゥオーキンの立場につき、その潜在力を最大に引き出す形で提示した上で批判的検討を試みる（そして最終的に斥ける）が、批判理論の側に共感する筆者がかかる「善意解釈」的とも言える理論内在的検討をドゥオーキンに対して施すのは以下の実践的問題意識ゆえにである。すなわち主流派の平等理論に対する上の批判理論の側の批判的問題意識自体は正当であるものの、他方でそれら批判理論の側もロールズ来の個々の分配的正義の理論につき、その内容理解が不十分のままに批判しているとい

う趣があり<sup>(14)</sup>、批判される分配的正義理論の側からすると単なる「藁人形叩き」との印象を抱かれてしまうのではないか。その結果、分析的方向への傾斜を強める分配的正義の諸理論はそれらの間で、対する批判理論の側ではそれらの間で議論が活発に交わされるものの、両者の間での（互いの正確な内容理解に基づいた）建設的な相互批判は必ずしもなされていないのではないかと。従って本稿は、上の批判理論の側が揃って辛辣な評価を下している<sup>(15)</sup>ドゥオーキンの「資源の平等」論に焦点を当て、彼の立場が支配集団の偏見を制度化した文化的意味秩序に起因する、少数者をスティグマ化するような「誤承認の不正義」に対処できるものとなっているかどうかにつき立ち入った検討を施すことを通じて、分析的な分配的正義論とそれに対する批判理論とが互いの正確な内容理解に基づいた生産的な議論を交わし合うためのインターフェイスとしての役割をも果たそうと試みるわけである。

以下本稿ではまず、ロールズ以来の分配的正義の理論が誤承認の問題に対処できないと断ずるフレイザーの議論を略述し、そのような議論に対するロビンズによる批判を簡潔に取り上げる。そしてロビンズが上の分配的正義の諸理論内での個々の違いに着目して検討を施している点をフレイザーよりも公正な議論を展開している点を評価しつつ、ドゥオーキンの資源平等論が誤承認の不正義に対応できないと断ずるに当たっての彼女のドゥオーキン理解が皮相である点を批判し、フレイザーやロビンズの評価とは独立にドゥオーキンの理論へのより立ち入った検討の必要性を指摘する。その上でドゥオーキンの資源平等論へと検討を進め、その中でも従来あまり検討に付されることのなかった、資源平等論における自由の位置付けについての彼の議論に立ち入り、そこにおいて自由な市場取引の中で多数派の偏見に基づいたインフォーマル

な差別実践によって少数者が犠牲となってしまうことに対して歯止めをかけるべく、抽象的平等原理に訴えて「独立性の原理 (principle of independence)」を導出することでドゥオーキンが文化的意味秩序に起因する誤承認の問題に対処しようとしていることを指摘し、このような彼の議論の成否について検討する。結論としては、このような「独立性の原理」は彼の資源平等論の中核をなす「資源の価値を他者に課する機会費用によって測る」という原理にコミットしたものとしては位置付けることができず、直接に抽象的平等原理に訴えることで資源平等論にアド・ホックな修正を施しているに過ぎない(すなわち意味秩序に根差したインフォーマルな差別実践によって少数者が犠牲になることが抽象的平等原理に反するのであれば、資源平等論は抽象的平等原理を体現し損ねている)ということが示される。

## II. フレイザーの「再分配／承認の正義」の概要

本節ではフレイザーによる、ロールズ来の分配的正義の理論に対する批判(及び彼女自身の正義の代替案)について概観するが、まずはフレイザーの議論の背景となる時代状況について略述することが、彼女の問題意識の理解に資するかもしれない。

彼女の問題意識の背景をなすのは、冷戦後の「ポスト社会主義」としての時代状況である。そこにおいて社会正義を求める運動は、資源や富の公正な分配といった経済的(再)分配を求めるものと、多数派による支配的な文化的規範への同化吸収に抵抗して差異に寛容な社会を求めるいわゆる「承認の政治」へと急速に分化しており<sup>(16)</sup>、共産主義が終焉して市場イデオロギーが席卷する中で、前者の経済的(再)分配を求める声が後景に退き後者の「承認の政治」を求める声が支配的になるとともに、社会的正

義を求める両陣営が互いに乖離し合うという状況が生じている<sup>(17)</sup>。

そのような時代状況に対してフレイザーは危機感を示し、今日において正義は経済的(再)分配と(文化的)承認の両方を必要としているのだと論じようとする<sup>(18)</sup>。そのように論証するに当たって、フレイザーは一方の端に経済的(再)分配のパラダイムに適合的な社会集団、もう一方の端に承認のパラダイムに適合的な社会集団の理念型を設定し、両者の間に経済的(再)分配と承認の両方のパラダイムに同時に適合する社会集団を配置する二次元的なスペクトラムを想定する<sup>(19)</sup>。そして彼女は(再)分配のパラダイムの端に労働者階級を、承認のパラダイムの端に性的少数者を、両方のパラダイムに同時に適合する社会集団として女性と黒人を位置付けるとともに、両方の正義のパラダイムに同時に適合する集団は経済的な不正義と誤承認の不正義を同時に被っており、それゆえ「(再)分配か、承認か？」という二者択一的な対応ではなく、両方を同時に追求する必要があると論じる<sup>(20)</sup>。

以上のように論じた上でフレイザーは、だとしてそれでは「分配的正義」と「承認」は二つの独自の規範的正義のパラダイムを構成するのか、それとも一方が他方のパラダイムに還元されるのかという問い、要は分配的正義の理論ないしは承認の正義の理論の一方によって、経済的(再)分配を求める要求と承認を求める要求の両方に対処することができるのかという問いを立てる<sup>(21)</sup>。まず、承認のパラダイムが分配的正義のパラダイムに還元されるのかという問いにつき、彼女はそれを標準的な分配的正義の理論が承認の問題を十分に包摂できるかという問いに読み替え、それに対して否と答える。彼女は、多くの分配的正義の論者は資源と(法的)権利を公正に分配しさえすれば誤承認を除去できると考えているとし、それに対して全て

の誤承認が経済的不正義（ないしはそれに加えて法的差別）によって生じているわけではないと論じて、それらの立場を斥ける<sup>(22)</sup>。次に、分配的正義のパラダイムが承認のパラダイムに還元されるのかという問いにつき、彼女はそれを既存の承認の理論<sup>(23)</sup>が分配の問題を十分に包摂できるかという問いに読み替え、それに対しても、全ての経済的不正義が誤承認によって生じているわけではないとして、否と答える<sup>(24)</sup>。

以上より分配的正義と承認が、一方が他方のパラダイムに還元される関係にないと結論付けたフレイザーは、二つの独自のパラダイムを構成する分配的正義と承認を単一の規範的枠組みの下で統合することを試みる<sup>(25)</sup>。その際に彼女が援用する規範的枠組みの核心をなすのが「参加の平等 (parity of participation)」なる概念である。この「参加の平等」の規範によると、正義は全ての（大人の）社会構成員が互いに対等者 (peers) として相互行為できるような社会的配置を要請し、それゆえこのような参加を阻害するような経済的依存関係や不平等（「経済的不正義」に対応）は除去されるとともに、一定のカテゴリの人々及びその人々と結びついた特性を軽視するような（対等者としての相互行為を阻害するような）意味秩序（「誤承認の不正義」に対応）は除去されることとなる<sup>(26)</sup>。経済的不正義と誤承認の不正義を対等な社会的相互行為における障壁として把握することで、それらに対応する分配的正義と承認の両パラダイムをより上位の単一の正義の規範的枠組みの下で統合することができるということである。

### III. ロビンズによる反批判とその意義

本節では、前節で概観したフレイザーの議論（とりわけ既存の分配的正義批判）に対するイングリッド・ロビンズの批判を取り上げる。以下まずは彼女の批判内容を略述し、その上でその意義について検討する。

#### III.1. ロビンズによる批判の内容

前節で見た通り、フレイザーは今日において正義は経済的（再）分配と承認の両方を必要とすると論じたが、この点についてロビンズもフレイザーと意見を同じくし、とりわけジェンダーによって差別化される女性のように「二側面的」な従属を被っている程度が高い集団においては、正義の観点から（再）分配と承認の両方が要請されるとしている<sup>(27)</sup>。ただし彼女はフレイザーがそこから（再）分配と承認を同時に追求し得るような正義理論を擁護するに当たって既存の分配的正義論を放棄しなければならないと結論付けていることに対しては留保を付している。

フレイザーは標準的な分配的正義の理論が承認の問題を十分に包摂できないと論じていた。「標準的な分配的正義の理論」として彼女はロールズ、セン、ドゥオーキンの平等主義的な分配的正義論を列挙しているが<sup>(28)</sup>、ロビンズの指摘する通りフレイザーはそれらの分配的正義論が誤承認の問題に対処できるかどうかについて立ち入った検討を施すことなく単にそのように断言しているのみである<sup>(29)</sup>。ロールズ来の分配的正義論に対するこのような十派一絡げな「ダメ出し」に対しロビンズは「フレイザーは異なる分配的正義の理論の間の差異を無視している」(Robeyns [2008 : 176]) と批判し、誤承認の問題を十分に包摂できていないというフレイザーの批判はドゥオーキンの資源平等論には妥当するものの、ロールズの正義理論に対しては過度に単純化した判断を下しており、センの潜在能力アプローチに対しては妥当しないと論じる<sup>(30)</sup>。

その上でロビンズはセンの潜在能力アプローチにつき、性別分業を例にとり、財から機能への転換率に及ぼす社会規範の影響に着目することで他のいかなる社会的正義へのアプローチよりも（再）分配と承認の両方の問題をより良く

包摂できるとし<sup>(31)</sup>、むしろセンの潜在能力アプローチの方がフレイザーの「参加の平等」よりも道徳の見地からレヴェラントな不平等の問題により良く対応できると論じる<sup>(32)</sup>。

### III.2. その意義

前述の通り、ロビンズは既存の分配的正義論につきそれらの間での違いに着目し、誤承認の不正義に対応できるかどうかを個別に検討している。その点で個々の理論について立ち入った検討をすることなく一律に否定的な判断を下しているフレイザーよりも既存の分配的正義の諸理論に対して公平な議論を展開していると言える。

しかしロビンズはドゥオーキンの資源平等論に対しては、それが誤承認の不正義に対処し得ないと論じるに当たって理論内在的な批判を展開しているとは言えない。後に見るようにドゥオーキンの資源平等論は彼の著書『至高の徳』（2000年）第2章で論じられている（いかなる自由のベースラインを前提とするかを不問に付した上で）仮想的競売市場・「羨望テスト」・仮想的保険市場の議論のみで完結するのではなく、いかなる自由のベースラインが資源平等論と抽象的平等原理をより良く架橋するかといった、自由の位置付けをも含めて議論することではじめてその全貌が浮かび上がるどころ、ロビンズのドゥオーキン批判は専ら第2章における議論のみに終始しており、その点で批判の前提をなすドゥオーキン理解がそもそも皮相であるように思われる。加えて、ロビンズはドゥオーキンの資源平等論を、ジェンダーや人種、性的指向に基づく差別や偏見のない世界を想定した理想理論であると断じているが、このような断定はドゥオーキンが理想世界のみならず、不正が蔓延る現実世界をも射程に含めて自己の理論の適用を論じている<sup>(33)</sup>ことを端的に無視した評価と言えよう。

したがって、ドゥオーキンの資源平等論が真に誤承認の問題に対応できるかどうかを見極めるには、先のフレイザーやロビンズによる評価とは独立に、彼の理論（とりわけ資源平等論における自由の位置付けについての議論）に立ち入って、虚心坦懐にその正確な内容理解に努めなければならない。

## IV. ドゥオーキンの資源平等論による誤承認の問題への対処とその批判的検討

前節までで既存の分配的正義論が誤承認の問題を十分に包摂できないというフレイザーの議論と、それに対するロビンズの批判及び彼女自身によるロールズ来の分配的正義の個々の論者に対する評価を検討に付した。このような検討を通じて分かったことは、両者ともにドゥオーキンの資源平等論についてはそれが誤承認の不正義に対応し得ないと断じるに当たって彼の理論の内在的理解に基づいた評価を下していないということであった。

以下本節では、ドゥオーキンの資源平等論の全容へと検討を進めていきたい。とりわけ従来あまり検討に付されることのなかった資源平等論における自由の位置付けの議論<sup>(34)</sup>、中でも自由な市場取引の結果として生じる多数派の偏見を反映した選好による少数者に対するインフォーマルな差別実践に対して歯止めをかけるべく導入された「独立性の原理」への着目を通じて、この「独立性の原理」が「資源の価値を他者に課する機会費用によって測る」という資源平等論のレズン・デートルに根差したものとして位置付けることができるかどうかについて考察したい。

### IV.1. ドゥオーキンの資源平等論の概略

資源平等論における自由の位置付けに論を進めるための前提知識として、まずは彼の資源平

等論の内容について簡潔に説明したい。

周知の通りドゥオーキンの平等基底的リベラリズムの根幹をなすのは「平等な配慮と尊重 (equal concern and respect) への個人の権利」である<sup>(35)</sup>。「配慮」とは「苦しみや挫折を経験し得る人間として」扱うことであり、「尊重」とは「いかに生きるべきかについて知的な構想を形成しそれに基づいて行為できる人間として」扱うことである<sup>(36)</sup>。そしてこのような抽象的平等原理を私的に保有する財の分配的平等の側面において最善に体现する平等構想こそが「資源の平等 (equality of resources)」だとドゥオーキンは言う<sup>(37)</sup>。

資源を平等に分割するための問題発見的装置として、ドゥオーキンは次のようなシミュレーションを行う。難破船の乗組員が離れ島に漂流する。その島には資源が豊富にあり、原住民もいなく、漂流民となった乗組員たちは何年も待たないと救助を得られないとする。漂流民たちは誰も島にある資源に対して先行的権利を有せず、それらの資源は漂流民たちの間で等しく分割されるべきという原理を受容しており、とりわけ「羨望テスト (envy test)」と呼ばれる次のような資源分割原理を受容しているとする。すなわち、いったん島中の資源の分割が完了した後、誰か一人でも他の人の有するに至った資源の束を自己の有する束よりも好む (羨む) ようであれば、資源の分割は等しくない、というテストである<sup>(38)</sup>。ではこの「羨望テスト」を充足するための最良の資源分割の手続とは何か。ドゥオーキンはその答えを漂流民たちの間で行われる仮想的な競売に求める。すなわちそこでは各漂流民に等量かつ大きなシェアの貝殻がチップとして渡され (貝殻はそれ自体では価値を有しないとされる)、島中のあらゆる資源がオークションにおける売却対象としてリストアップされる。そして競売人はリストアップされた売却対象につきオークションを執り行い、最終

的に全ての資源が売却され全ての人が満足したと宣言するまで競売手続きは進行する<sup>(39)</sup>。この最終状態において「羨望テスト」は充足されたとドゥオーキンは言う。というのももし誰かが他の誰かの有する資源の束を (自己のそれよりも) 好むのであれば、競売手続きを続行し自己の貝殻を用いて他人のそのセットを手に入ればよいからである<sup>(40)</sup>。このような資源の平等 (及びそれを駆動する「羨望テスト」) の根底には、「人々は自らの追求すべき生を、自己の選択が他の人々——それゆえ (他者によって公正に使用されるべき) 資源の総計——に対して課すこととなる現実のコストについての情報を背景に決めるのである」(Dworkin [2000 : 69]) という人間観と、そのような人間観に立脚した「資源の価値を他者に課する機会費用によって測るべき」とする根本原理があり、競売は「一人の個人の生に寄与する社会的資源の真の指標は、その資源が他者にとって実際どれほど重要であるかを問うことで決められる」(Dworkin [2000 : 70]) という判断にコミットしている点で資源の平等の原理と内的連関を有するということである。

ただし以上の議論は「人々が等しい条件の下で市場に参入する」(Dworkin [2000 : 70])、すなわち (財や富などの) 等しい非個人的資源 (impersonal resource) を有し、等しく身体的・精神的障害がなく、(市場で需要される財やサービスを生産する) 等しい才能を有していることを前提としており、実際の事情はもっと複雑である。漂流民の仮想的シミュレーションにおいても、競売手続き完了後に生産や交換が市場で自由になされると、漂流民間での保有資源の束の格差が生まれ (ある者は自己が競売で手に入れた田んぼが数十年に一度のイナゴの大量発生に見舞われ、せっかく育てた稲が台無しになってしまうかもしれない)、もはや「羨望テスト」を充足するとは単純には言えなくなる<sup>(41)</sup>。

そこでドゥオーキンが持ち出すのが「選択の運 (option luck)」と「自然の運 (brute luck)」という二つの運の概念である。前者の運は熟慮の上で計算されたギャンブルの結果がどうなるかに関わるものであり、後者の運はそのような意味で熟慮されたギャンブルの結果ではないリスクがどう降りかかるかに関わる<sup>(42)</sup> (そして先述のイナゴの大量発生例は後者の「自然の運」である)。そしてドゥオーキンは保険の発想が二つの運を架橋すると考える。というのも将来我が身に降りかかるかもしれないカストロフィのための保険購買選択は本人にとって計算されたギャンブルの問題だからである<sup>(43)</sup>。したがって、もし誰もがそのようなカストロフィに見舞われる等しいリスクを有し、それに見舞われる確率を大体において知っており、それに対して事前に保険を掛ける十分な機会を有していれば、ともにカストロフィに見舞われた二人の内、一方が事前に保険を掛けて他方が保険を掛けなかったという選択の差異に起因する資源格差が生じて、そのような格差は各々の善き生についての異なる構想及びそれに基づく行動選択を反映したものであり、「人々は自らがそれを営むことができるようにするために他者が断念せざるをえなくなったもの [のコスト] によって測られる生の対価を支払うべきである」(Dworkin [2000 : 74]) という資源の平等 (及び「羨望テスト」) を貫く根本原理に照らして問題がないことになる<sup>(44)</sup>。

しかし先天的に障害を持って生まれたような場合などには本人がそれに備えて事前に保険を掛けることは不可能である。そこでドゥオーキンが考案するのが「仮想的保険市場」という装置である。そこでは「もし全ての人々が適切な年齢時に、将来身体的・精神的障害を負う同等のリスクを有し、そのような障害の総計が現実と同じならば、それらの障害に対していくらの保証額の保険を共同体の平均的構成員は購入する

だろうか」(Dworkin [2000 : 77-78]) という問いが発せられ、この反実仮想的問いに答える形で補償プログラムが組まれる。このような仮想的保険市場における保険料と障害に見舞われた場合に下りる保険を模倣することで平等主義的な福祉国家の税制度<sup>(45)</sup>と社会保障制度を設計する規範的指針が得られるということである<sup>(46)</sup>。

#### IV.2. 「独立性の原理」による対処とその検討

以上で略述したドゥオーキンの資源平等論の中において、「自由<sup>(47)</sup>」はどう位置付けられるのだろうか。

ドゥオーキンは分配的平等との関係における自由の役割を、(無数に存在する)「羨望テスト」を充足する「均衡点」としての分配状態の内、どれが平等構想としての資源の平等の最善の形態であるのかを同定することに求める。というのも、競売において人々が特定の資源に対していくらの値をつけるかは「それを用いて何ができるか」に依存し<sup>(48)</sup>、資源を用いて何ができるかは資源の使用の自由を規制する法的拘束の度合いに依存するため、異なる法的拘束の下では「羨望テスト」を充足した異なる分配状態が帰結することとなり<sup>(49)</sup>、いずれの法的拘束が最善かは当の「羨望テスト」自体では差別化できないからである。したがって、最善の分配的平等の構想としての資源の平等の側面をなすものとして自由は位置付けられるのである<sup>(50)</sup>。

上で述べたような役割を「自由」に果たさせるべく、つまり(「羨望テスト」を充足した分配状態の内)最善の資源の平等を同定するような自由のベースラインを擁護するべく、ドゥオーキンは「共同体は各々の構成員を等しい配慮で以て扱わなければならない」(Dworkin [2000 : 147])と要請する抽象的平等原理へと遡り、かかる抽象的平等原理と資源の平等を最善の形で架橋するベースラインを選択するべきとする。そこにおける競売が人々を等しい配慮

で以て扱っていると最も確かに言うことのできるベースラインを選択するということである。

そのような「架橋戦略<sup>(51)</sup> (bridge strategy)」によって、ドゥオーキン<sup>(51)</sup>は適切なベースラインを同定する原理として「抽象化の原理 (principle of abstraction)」なるものが擁護されるとする。この原理は個人の選択の自由への強い推定を働かせるとともに、理想的な分配は人々が（個人や財産の安全を守ったり<sup>(52)</sup>、市場の不完全性を修正したりするのに必要な制約を除いて）法的に自由に行うことができる場合に可能であると主張する<sup>(53)</sup>。「抽象化の原理」が抽象的平等原理と資源の平等を最善に架橋できるとする理由として、ドゥオーキンはそれが「真の機会費用」なるものを同定できる点を挙げている<sup>(54)</sup>。先述のように資源平等論は資源の価値を他者に課する機会費用で測るという原理にコミットしているところ、競売手続きはより差別化された選択肢を人々に提供し人々の具体的な計画や選好により感応的であることによって、資源の価格により多くの他者の計画（それゆえそれらに対するコスト）を反映できる。とすると、分配をできる限り異なる人々の計画についての選択に感応させるべく競売における法的拘束をできる限り少なくすることを求める「抽象化の原理」が「真の機会費用」を同定するのに資するというわけである。また、適切なベースラインを同定する他の原理として「修正の原理 (principle of correction)」なるものも擁護されるとする<sup>(55)</sup>。この原理は現実の市場における「外部性 (externalities)」の問題に対処するべく導出されたものであり、もし完全情報下で取引費用が存在しないとしたら人々が選択していたであろう市場取引及び分配状態へ近づけるべく、一定の自由のベースラインを同定するのである<sup>(56)</sup>。ただしこの原理によって要請されるような法的拘束はあくまで完全情報下で取引費用がない理想状態で特定される機会費用を現実

の市場の下での分配に反映させるものであるため、真の機会費用を同定することを目的とした「抽象化の原理」を外在的に制約するものでなく、むしろ「抽象化の一側面」(Dworkin [2000 : 158]) と位置付けることができる。

以上、抽象的平等原理と資源の平等を架橋すべく、適切な自由のベースラインを「真の機会費用」なる理念に訴えて同定してきたわけだが、ここまでで擁護された原理を貫徹すると困った問題が生じる。というのも社会において偏見を持たれたりスティグマ化されたりしている人々は以上のベースラインの下でもインフォーマルな差別実践の不利益を被り得るからである。例えば共同体内に人種差別主義者が多数存在し、自分たちの居住地から黒人を締め出すべく協同して土地を購入しようとしたとしよう<sup>(57)</sup>。それが多数派たる人種差別主義者たちの選好である以上、「抽象化の原理」からそれを禁止する論理は出てこない。むしろもし取引費用がゼロだとしたら多数派の人種差別主義者たちが居住用の広大な土地を協同して購入するであろうと言えれば（そしてそれは人種差別主義者たちの選好からして大いにあり得る想定だが）、「修正の原理」からそのような帰結を達成するための人種分離的なゾーニングすら要請されかねない<sup>(58)</sup>。このような懸念をドゥオーキンも共有し、「偏見が人々の生を破壊するのを認めてしまうような政治・経済システムは、全ての構成員を等しい配慮で以て扱っていない」(Dworkin [2000 : 161]) とし、さらなるベースラインの原理として「独立性の原理」なるものを擁護するに至る。ドゥオーキンによるとこの原理は次の二つの役割を果たす。まず第一に、完全な情報と取引費用のない競売の下で到達するであろう帰結が一定の人々に対する侮蔑や嫌悪を反映したビッドによって生じたのであれば正当化できないとして、「修正の原理」に対して制約を課す。第二に、制度化された偏見の対象となる

人々を深刻な不利益から守るのに必要な自由の制約を擁護することで「抽象化の原理」に対して制約を課す<sup>(59)</sup>。以て、上で挙げたような人種差別主義者たちの偏見に基づく黒人に対する居住空間における分離の問題に対処しようというのである。

ここで当初の問いを思い出そう。本稿の検討対象はドゥオーキンの資源平等論が制度化された意味秩序に起因する誤承認の不正義に対処できるかというものであった。そして前節まで見てきたように、それに対するフレイザー及びロビンズの回答は否定的なものだった。本稿は両者による検討には飽き足らず、ドゥオーキンの資源平等論の内容を自由との関係で論じた議論にまで立ち入って検討してきたわけだが、上述の通りドゥオーキンは特定の人々に対する制度化された偏見に基づく実践を制約するための「独立性の原理」を擁護することを通じて、自己の分配的正義構想としての資源平等論の枠内で誤承認の不正義に対しても対応しようと試みていると理解することができる。ただし問題はそのような「独立性の原理」が彼の資源平等論に貫かれる原理を体現したものとして位置付け可能かという点である。というのもこの「独立性の原理」は資源平等論の下で先の「抽象化の原理」及び「修正の原理」を貫徹した際の帰結に修正を加えるべく直接に抽象的平等原理に遡って導出されたものだからである。もちろん「抽象化の原理」も「修正の原理」もともに抽象的平等原理と資源の平等とを架橋すべく導入されたものであり、資源の平等にビルトインされた「羨望テスト」から導き出されるものではない。しかし両者は「真の機会費用を同定する」べく擁護されたものであり、その点で資源平等論（及び「羨望テスト」）と根本原理を同じくしている<sup>(60)</sup>。したがって「独立性の原理」についても、資源平等論を貫徹した帰結を

修正するためのアド・ホックな補助原理に過ぎないとの批判を斥けるためには、それが「資源の価値を他者に課する機会費用によって測る」という資源平等論の根本原理を体現したものとして解されなければならないが、果たしてそのような正当化は可能か。

ドゥオーキンはこの「独立性の原理」につき、「機会費用を再定義している」(Dworkin [2000 : 161]) とし、平等構想としての資源の平等の根本から導出できるとする。というのも「偏見の問題は、資源の平等が直面するより一般的な問題、すなわちハンディキャップの問題の一側面だからである」と言う。「偏見は〔ハンディキャップの問題と〕構造的に関連した問題であり、「特定の人々が、他者の嗜好がそれらの人々のサービスが市場でのプレミアムに値することを許さないことによって不利益を被るのと同じように、他の人々は、同胞市民の相当数が嫌悪するないしは他の理由から避けたがるような人種に属していること〔中略〕によって苦痛を被っている」(Dworkin [2000 : 162]) のだと。ドゥオーキンの述べていることの趣旨は必ずしも明瞭ではないが、ハンディキャップを負っている人が身体的障害という自らが選択したわけでない要因によって市場の多数派の選好で不利益を被っているのと同様、制度化された偏見の対象となっている人種に属する人々も自らの属性が多数者の偏見の対象となることを選択していないにもかかわらず市場の多数派差別主義者の選好によって不利益を被っており、ともに不利益の原因が自らの選択に起因しない以上「自己の選択によって他者に課するコストの対価を払うべし」という資源平等論の根本原理が前提としている資源分配の「企図感応性 (ambition-sensitivity)」の射程外である（それゆえ何らかの救済が要請される）という解釈が可能である。しかし本人が選択していない要因に起因すれば他者に課するコストの対価

を支払わなくてよいと言うのであれば、ドゥオーキンがそれに対して補償を否定するところの「意図的に涵養したわけでない高価な嗜好」や「大多数の他者が自己と同じ嗜好を共有しないがゆえに市場で高くついでしまった嗜好」の持ち主が被る不利益についても同様の理が妥当してしまう<sup>(61)</sup>。(恥ずべき現実ではあるものの)社会的偏見の対象となっている人々の居住選択は、共に近くには住みたくないと考える多数の差別主義者の選好が(それらの人々の十分な情報と道具的に合理的な熟慮に基づいた判断に照らして)真正なものである限り、それら多数の差別主義者たちに(もし自分たちがそこに住まなければ得られたであろう)機会費用を課し得ることは否定できない。安易な機会費用の「再定義」は機会費用概念をブラックボックス化してしまい、ドゥオーキンの資源平等論のインテグリティを損なうこととなろう<sup>(62)</sup>。

これに対し、多数の差別主義者による偏見は自分以外の他者の財や機会の配分に関わる「外的選好 (external preference)」<sup>(63)</sup>だから真の機会費用の同定に際してカウントするべきでないという主張はあまり説得的でない。ドゥオーキン自身も認める通り、「外的選好」と自分の財や機会の配分に関わる「個人的選好 (personal preference)」とは分かち難く結びついており、とりわけ上の例のような人種間の居住分離の場面において、白人人種差別主義者たちによる「黒人には自分たちの近くに住んでもらいたくない」という外的選好は「肌の色が同じで親近感が持てるような白人同士でまとめて住みたい」という個人的選好と表裏一体だからである<sup>(64)</sup>。では、真の機会費用の同定においてカウントされる選好は客観的に本人の福利となるものに限定されるという議論はどうか<sup>(65)</sup>。ドゥオーキンは福利を「意志的福利 (volitional well-being)」と「批判的福利 (critical well-being)」に分け、前者は本人が望んだものを達

成した時に向上する福利であり、後者はそれ自体で自己の生をより善くするものを達成した時に向上する福利であるとする<sup>(66)</sup>。そして彼のコミットする倫理的価値の遂行モデルとしての「挑戦モデル (the model of challenge)」においては後者の「批判的福利」が福利の測定基準とされる<sup>(67)</sup>。真の機会費用として同定される選好が本人にとっての批判的福利を向上させるものに限定されるとして、黒人が自分の近くに住んでほしくないという白人の選好は全て排除されるのか。必ずしもそうとは言えないというのが筆者の見解である。というのも白人だけでまとまって居住したいという選好は必ずしも黒人に対するあからさまな蔑視感情に基づいているわけではなく、むしろ単に似た者同士が互いに感じ合う愛着に基づいている場合も多々あり、そして自分の子供(ないしその他の家族や友人)と緊密な関係を取り結ぶことが批判的福利に資するのであれば<sup>(68)</sup>前者についてもそれに資さないと断ずる根拠はないように思われるからである。そしてその場合でも白人だけで居住したいと考える人々が多数であれば、人種間の居住分離は十分に深刻な問題たり得る。

以上は「独立性の原理」を「抽象化の原理」や「修正の原理」を制約する補助原理とした上でそれを資源平等論の根本原理を体現したものとして理解できるかを模索するものだったが、逆に「独立性の原理」をドゥオーキンの平等理論の中心に据える形で諸原理の最善の解釈可能性を模索するという方法(「価値の統一性 (the unity of value)」<sup>(69)</sup>)に従って彼の資源平等論を誤承認の不正義に対応できるものに再構成することはできないか。そしてそうすると(政治道徳もそこに含まれる)道徳と倫理は解釈実践を通じて統合されることから<sup>(70)</sup>、人種間の居住分離を良しとする白人の選好に対し(「平等な重要性」を含意する「自尊の原理 (principle of self-respect)」(Dworkin [2011 : 255]) に

重きを置いた)「尊厳の二原理 (two principles of dignity)」(Dworkin [2011: 204]) の統合的解釈に照らして「善く生きていない」と評価され、真の機会費用の同定においてカウントされる批判的福利から除外するという道筋も立つのではないか<sup>(71)</sup>。「独立性の原理」が等しい配慮の点から法的拘束(私的差別の禁止)を擁護する一方で私人の自己決定を擁護する「抽象化の原理」が等しい尊重の考慮に根差すところ、上のように再構成された平等理論が抽象的平等原理内の両要請をどう整合的に両立させるか(かえって緊張関係を隠蔽しないか)という内在的懐疑はあり得るものの、かかる整合的な再構成を絶対不可能とまで断ずる根拠は確かななかろう(おそらく私的自治を擁護する判断の多くが修正される形で解決されるのだろう)。むしろ問題はそう「再構成」された平等理論の実質が(構成前の)ドゥオーキンの「資源平等論」との自同性をもはや有しないのではないか(後者は超えたものになってしまわないか)ということである。政治共同体内の他者の人種の選好に基づく分配状態が正義の問題を喚起することとの整合性から、共同体内の他者の選好の総体が「正義の媒介変数(parameters)」(Dworkin [2000: 298-299])だとするドゥオーキンの倫理的判断は先ずもって修正されることとなろう。しかしかかる倫理的判断は「自然の運」と「選択の運」の道徳的レヴェランスに与するドゥオーキンが「大多数の他者が自己と同じ嗜好を共有しないがゆえに市場で高くついてしまった嗜好」へ補償を擁護するコーエンの厚生感応的平等論を斥ける際に最終的な拠り所とするものであるから、かかる倫理的判断を修正された「再構成」が指標問題において資源主義に留まる(資源主義を最善の解釈とする)必然性はないだろう。また、単に似た者同士が互いに感じ合う愛着に基づく選好でさえそれによって事実上の人種分離が促進さ

れるならば批判的福利を構成しないとするような上述の尊厳の二原理の解釈においては、私人の偏頗性を許容する「真正性の原理(principle of authenticity)」(Dworkin [2011: 256])の果たす役割は大幅に限定されるが、このことは「等しい配慮は主権者に固有[中略]の徳である」(Dworkin [2000: 6][傍点筆者])という彼の政治道徳的前提にも再考を迫るだろう(ドゥオーキンは資源平等論の(厚生)の平等とは一線を画する)特質として「政治的観点と個人的観点との分業」(Dworkin [2000: 280-281])を挙げている。かく「再構成」された平等理論の内容について仮に未決だとしても、少なくともその構造においては「統治者が被治者に対して垂直的關係で等しい配慮で以て資源配分を施す」という「行政的構想(administrative conception)」(Scheffler [2003: 37])から「同胞市民間の水平的關係に置ける相互尊重」をモデルとする「關係論的構想」へと発想を転換するのではないかと思われる(既述の通り、關係論的平等主義を積極的に擁護する予定の筆者にとっては好都合な事情であるが)。「独立性の原理」を中心に「再構成」された平等理論は誤承認の不正義に十全に対応できるものたり得よう。しかしそれは(「価値の統合性」というドゥオーキンの道徳的方法論のみを残して)その実質においてもはや彼の資源平等論とは別の何かへと変貌してしまっているのではなからうか。

以上より、制度化された意味秩序に起因する誤承認の不正義に対応すべく導出された「独立性の原理」は、資源平等論に貫かれる「資源の価値を他者に課する機会費用によって測る」という根本原理を体現するものとして解することは困難であると考えられる。したがって「偏見が人々の生を破壊するのを認めてしまうような政治・経済システムは、全ての構成員を等しい配慮で以て扱っていない」としてドゥオーキンは抽象的平等原理から「独立性の原理」を引き

出さなければならなかったことは、むしろ彼の資源平等論が「等しい配慮」という抽象的平等原理を体現し損ねていることを示しているとすら言える。

## V. 結語

以上、本稿ではまずフレイザーによる既存の分配的正義論に対する「誤承認の問題に対処できていない」という批判及びそれに対するロビンズの反批判を簡潔に取り上げた。そしてロビンズがフレイザーよりも既存の分配的正義の諸理論に対して公正な議論を展開しつつも、ドゥオーキンの資源平等論に対しては内在的理解に基づいた批判をなし得ていない点を指摘した。さらにドゥオーキンの資源平等論の検討へと論を進め、とりわけ彼の資源平等論における自由の位置付けについての議論の検討を通じて、彼が自由のベースラインを同定する諸原理の一つをなす「独立性の原理」によって制度化された偏見に根差したインフォーマルな差別実践の問題への対処を試みていることを指摘した。その上での結論は、「独立性の原理」は「資源の価値を他者に課する機会費用で測る」という資源平等論の根本原理を体現するものとは解釈できず、このようなアド・ホックな補助原理を付け加えなければ誤承認の不正義に対処し得ないということ自体が彼の資源平等論の平等主義的な分配的正義論としての不十分性を示しているというものである。

本稿の冒頭で筆者はロールズ来の分配的正義論の潮流とそれに対峙する批判理論の諸潮流の存在を指摘するとともに、それらの批判理論がロールズ来の分配的正義論が必ずしも明確に意識していなかった「誤承認の不正義」への問題意識を有している点、その一方で従来の分配的正義論へのそれらの批判が必ずしも公正ではなく、相互批判を裏切るものにするにはロールズの流れを汲む分配的正義論の個々の理論に対

する正確な内容理解に基づいた批判がなされる必要がある点を指摘した。本稿は後者の課題をある程度敢行したと自負するが、前者の含意についても若干敷衍したい。というのも、そもそも「(誤)承認」という視点が正義の理論において何故それほど重要視されるべきなのかについて訝る声もあるからである<sup>(72)</sup>。本稿では最後に日本における一つの法実践を挙げて、現代において正義が経済的(再)分配のみならず承認の視点をも要することを例証したい。

2010年5月27日、労働災害で容貌が損なわれた場合に支給される補償金に男女で大きな格差を規定していた障害等級表<sup>(73)</sup>に対して京都地裁で憲法14条1項違反の判決がなされ<sup>(74)</sup>、その後2011年2月1日の厚生労働省令で改正され男女同額の規定となった。改正前の障害等級表は経済的(再)分配の視点のみからは、女性の方が見た目を重視され容貌が損なわれた際に被る社会・経済的不利益が大きいという事実を考慮した実質的平等を志向したものとも言い得る。しかし他方でこのような規定は「女は容貌が重要」「男は見た目など気にするべきでない」という既に制度化された意味秩序としてのジェンダー規範を現状肯定的に追認し、むしろそのような規範を行為遂行的に構築してしまいかねないという側面をも有する<sup>(75)</sup>。性別役割意識といった「負わされた属性」に苛まれることなく、誰もが自律した個人として他者と対等関係で相互行為できる社会を設計することに正義の意義を見出すならば、経済的(再)分配がかえって既存の不正な意味秩序を維持・強化してしまうという問題に対して敏感であるべきであろう<sup>(76)</sup>。そしてそのような問題意識を正義の女神に抱かしめる点にこそ「承認」の視点の意義があるのではないか<sup>(77)</sup>。

[本論文は野村財団社会科学助成金及び東海ジェンダー研究所個人助成金による研究成果の

一部である。]

## 註

1. Hart[1961].
2. Dworkin[2013].
3. Rawls[1971].
4. Dworkin[2013], Dworkin[2000].
5. Young[1990].
6. Taylor[1994].
7. Honneth[1995].
8. Fraser[2000 : 112-3].
9. Fraser[1997], Fraser[1998], Fraser[2003].
10. Anderson[1999], Scheffler[2003].
11. Sen[1980], Dworkin[2000].
12. 木部尚志も「分析哲学の影響を受けた英米圏の政治理論」における論理的な仕方での議論の構成方法が、自己目的化や研究対象の限定、ひいては専門分化に拍車をかける虞を指摘している（木部[2015 : 18]）。
13. というのも既存の主流派の平等理論によっても上の批判理論が揃って問題にする「誤承認の不正義」に十全に対応できるならば、（別稿で展開予定の）筆者自身の壮大な試みの実践的意義が相当程度損なわれかねないため（「ドゥオーキンではなぜダメなの（!?)」）、その意味でかかる主流派平等理論としてのドゥオーキンとの対決（及び論駁）は筆者の試みの不可欠の前提をなすからである。本稿の草稿に対してはその「積極的意義が見えにくい」との匿名の査読者による意見が付されたが、かかる意見が付された遠因は本稿における筆者自身の積極的な規範理論的立ち位置が不明瞭な点に由来したと思われるため、筆者が積極的に擁護する（予定の）規範的立場及び本稿の（筆者自身の包括的な規範理論的試み全体における）位置付けを序節で明確に示すことにした。
14. 後述のように、フレイザーは個々の分配的正義論につき、その内容への立ち入った検討を施していない。この点でアンダーソンは彼女が「運の平等主義（luck egalitarianism）」と総称する分配的平等主義の代表的立場につき詳細な検討を行っているものの（Anderson[1999 : 295-312]）、例えばドゥオーキンの「資源の平等」論につき、彼の仮想的保険市場の内容理解が不正確だったり、資源の平等達成の有無を試験する「羨望テスト」が（心理的概念ではなく）規範的概念である点の理解を欠いていたりする点は否めない。アンダーソンの批判に対するドゥオーキンの側からの反論については、Dworkin[2002 : 117n19]参照。
15. ロールズ来の個々の分配的正義論に対する評価は上の批判理論の間でも一様ではない。後述のようにフレイザーはそれらの分配的正義論の論者としてロールズ、セン、ドゥオーキンを列挙し、立ち入った検討をすることなく一律に否定的な評価を下しているのに対し、先述のヤングはロールズに対してこそ「分配的正義批判」でその不十分性を指摘しているものの、センの潜在能力アプローチに対しては肯定的な評価を下している（Young[2000 : 31-32]）。またアンダーソンは、ヤング同様センの潜在能力アプローチにコミットする一方で（Anderson[1999 : 316-21], Anderson[2010a]）、ロールズの正義論を関係論的平等主義の陣営に位置付けており（Anderson[2010b : 1]）、彼の理論が不公正な分配格差を生成する構造そのものの是正に無頓着

であるというヤングによる批判からは距離を置いている。そしてどの立場も共通にドゥオーキンの資源平等論については自らの問題意識に応えるものではないとして否定的な評価を下している。

16. Fraser[2003 : 7].
17. Fraser[2003 : 8].
18. Fraser[2003 : 9]. なお正義のパラダイムとしての経済的（再）分配と承認は、各々が念頭に置く異なる不正義の描像によって差別化される。経済的（再）分配のパラダイムは社会の経済構造に根差した不正義に焦点を当てており、「搾取」（自己の労働の産物を他者の利益のために奪われること）や「経済的周縁化」（劣悪で低賃金な労働条件に追いやられたり、有償労働へのアクセスを拒絶されたりすること）などが不正義の例に含まれる。それに対して承認のパラダイムは社会における表象・解釈・コミュニケーションのパターン（要は、制度化された文化的意味秩序）に根差した不正義に焦点を当てており、「不承認」（権威的な文化的意味秩序によって不可視化されること）、「不尊重」（ステレオタイプの公的意味秩序や日々の相互行為において誇られたり蔑まれたりすること）などが不正義の例に含まれる（Fraser[2003 : 12-13]）。フレイザーはこれらの文化的意味秩序に根差す不正義を総称して「誤承認の不正義（injustice of misrecognition）」とする。
19. Fraser[2003 : 16].
20. Fraser[2003 : 19].
21. Fraser[2003 : 26-27, 34].
22. Fraser[2003 : 34]. フレイザーは経済的不正義及び法的差別のみでは捉えられない誤承認の不正義を被っている例として、ウォール街の黒人銀行家が（経済的には富裕であるにもかかわらず）人種的少数派に対する社会的偏見ゆえにタクシーの乗車拒否に遭ってしまう例を挙げている。
23. フレイザーはここで先述のホネットの承認論を挙げている。
24. Fraser[2003 : 34-35]. 誤承認のみでは捉えられない経済的不正義を被っている例としてフレイザーは、企業合併によって工場が閉鎖されたために失業した白人男性の熟練労働者を挙げている。彼の被っている経済的不正義は、利潤蓄積を自己の論理とする市場メカニズムの帰結であって、文化的意味秩序に由来する誤承認とはあまり関係ないということである。
25. Fraser[2003 : 35].
26. Fraser[2003 : 36].
27. Robeyns[2008 : 178].
28. Fraser[2003 : 99-100n34].
29. Robeyns[2008 : 179]. ただしフレイザーはウィル・キムリッカの立場（Kymlicka[1989]）に対しては、分配的正義の枠組み内で文化的な問題を包摂しようと試みている「突出した例外（outstanding exception）」であると評し、その上で彼の多文化主義的な分配的正義論に対し他の分配的正義論と比べて突出した程度に立ち入った検討が施されている（Fraser[2003 : 100n35]）。
30. ロビンズはドゥオーキンの資源平等論について、「ジェンダーや人種、その他人々の間で正義に合わない不平等を生み出すような多様性についての文化的側面を構造的に説明できない。というのも彼〔ドゥオーキン〕の理論はそのような不平等を個人的に責任を負うべき人々の選択によって生じたもの、それに対して再分配や承認を行うべきでないものとして想定するよう設計されているだろうからである」（Robeyns[2008 : 181]）と論じ、「承認の問題や社会的不正義の文化的側面を包摂するのに多大なる困難を有する」

(Robeyns[2008 : 180]) と断じる。そしてドゥオーキンの資源平等論が誤承認の不正義に対処できない（とされる）原因を、彼の理論が理想理論であり、彼の理論においてはジェンダーや人種、民族、性的指向に基づく差別や偏見などが無いことが想定されている点に求められると論じる（Robeyns[2008 : 181]）。これに対しロビンスはロールズの正義理論の方を、第一義的には資源の再分配に関わるものではなく、理想的な世界において正義に適った社会（そこでは被抑圧集団の隷従関係も除去されている）を作るべく社会制度をいかに設計するかに関わっており、社会変革の対象においてドゥオーキンの理論よりも広い射程を有するものと評している（Robeyns[2008 : 180]）。

31. Robeyns[2008 : 184-90].
32. Robeyns[2008 : 176].
33. Dworkin[2000 : 162-80].
34. ドゥオーキンの資源平等論の内容及びその成否については既に多くの論稿で検討がなされている。例えば彼の理論内における個人の自律的決定の尊重と分配的平等との緊張関係を指摘するものとして井上[2008]、彼の理論の平等主義的性格に留保を付すものとして井上[2011]が挙げられる。この内前者は資源平等論における自由の位置付け（後述する「抽象化の原理」）にまで議論を敷衍しているものの（井上[2008 : 127-8]）、本稿で検討する「独立性の原理」及びそれによるインフォーマルな差別実践への対処の成否については触れていない。
35. 「諸個人は、自らを統治する政治制度の設計及び運営において等しい配慮と尊重を受ける権利を有している。これは高度に抽象的な権利である」（Dworkin[2013 : 218]）。
36. Dworkin[2013 : 326]. ただし資源平等論が論じられている彼の著書『至高の徳』では上の抽象的平等原理から「尊重」が文面上オミットされているが（Dworkin[2000 : 1]）、後の著書である『ハリネズミの正義』においては再び「等しい配慮と尊重」という表現が復活していることにも鑑み（Dworkin[2011 : 330]）、単なる省略表現であって抽象的平等原理の内容自体はさして変わっていないと解して差し支えなからう。
37. 「等しい配慮は、私が資源の平等と呼ぶところの物質的平等の形体を政府が目指すことを要請するのである」（Dworkin[2000 : 3]）。
38. Dworkin[2000 : 66-67].
39. Dworkin[2000 : 68].
40. Dworkin[2000 : 68-69].
41. Dworkin[2000 : 73].
42. Dworkin[2000 : 73-74].
43. Dworkin[2000 : 74].
44. Dworkin[2000 : 75].
45. Dworkin[2000 : 99-109].
46. 以上の仮想的保険市場の説明は身体障害のケースを念頭に置いたものであるが、ドゥオーキンは（市場で需要される財やサービスを生み出すための）能力の欠如のケースにおいても同様に仮想的保険市場の装置で対処するための議論を展開している（Dworkin[2000 : 83-99]）。
47. なおここでドゥオーキンの念頭に置いている「自由」は、「法的拘束からの自由」として理解された消極的自由のことである（Dworkin[2000 : 120]）。
48. Dworkin[2000 : 143].

49. Dworkin[2000 : 143-4].
50. Dworkin[2000 : 121].
51. Dworkin[2000 : 149].
52. 「抽象化の原理」はこの「安全性の原理 (principle of security)」へのコミットメントを前提としており、「安全性の原理」は人々に十分な身体的安全と自己の財産に対する十分なコントロールを提供するのに必要な自由への制約を擁護する (Dworkin[2000 : 148-9])。
53. Dworkin[2000 : 148].
54. Dworkin[2000 : 149].
55. Dworkin[2000 : 155].
56. そのようなベースラインの同定に当たって、例えばゾーニング規制によって直接的に選択の自由を制限したり、不法行為法上の請求を認めることで間接的に特定の選択を抑制したりなどの手法が挙げられる (Dworkin[2000 : 156-7])。
57. 米国の憲法学者であり法哲学者でもあるブルース・アッカーマンはこのような住宅供給における黒人に対するインフォーマルな差別実践を (パブリック・アコモデーションや雇用における差別実践とともに)「制度化された屈辱 (institutional humiliation)」と特徴付け、60年代の公民権期 (アッカーマンはこの「公民権革命」を「建国期」、「再建期」、「ニューディール期」に続く第4の「創憲政治 (constitutional politics)」として位置付けている)においてかかる差別実践に対処するべく1968年に制定された「公正住宅法 (Fair Housing Act)」を憲法典の修正にも比肩すべき「画期的立法 (landmark statutes)」の一つとして位置付けている。Ackerman[2014 : 137-41, 200-225]参照。
58. Dworkin[2000 : 161].
59. Dworkin[2000 : 161].
60. 同様に、競売の参加者が自己の確信や愛着を形成し熟慮する機会や、他者の意見に影響を及ぼす機会を保障するべく宗教的コミットメントや表現の自由などを競売の前後を通じて保護することを求める「真正性の原理 (principle of authenticity)」も、競売を通じた資源分割が真の機会費用を反映する前提として、人々の選好が適切に (真正に) 発展させられた自己の人格を反映したものであることを求めている点で資源平等論と根本原理を同じくしていると言える (Dworkin[2000 : 159-60])。
61. ほぼ同様の見地からジェラルド・コーエンも、ドゥオーキンの高価な嗜好に対する対応が、彼が「自然の運」と「選択の運」の区別に規範的レレヴァンスを認めるのであれば一貫していないと論じている (Cohen[1989 : 927-31])。
62. 「安全性の原理」もまた「真の機会費用の同定」とは無関係ではないかという共犯論法は成功しない。この原理が求める身体や財産に対する侵襲に対する法的拘束は機会費用以前に市場そのものが成立するための前提条件だからである (リバタリアンと言えど許可なく他人の身体や財産に侵害を加える行為を法的に規制すべきではないとは考えないはずである)。それに対して自由市場で放置されかねないインフォーマルな差別実践に歯止めをかけるという「独立性の原理」の発想は市場に対する外在的な制約原理である。
63. Dworkin[2013 : 329].
64. Dworkin[2013 : 331].
65. この発想は井上[2008 : 131-2]にヒントを得た。
66. Dworkin[2000 : 242].

67. Dworkin[2000 : 253-4].
68. Dworkin[2000 : 243].
69. Dworkin[2011 : 1].
70. Dworkin[2011 : 202-203].
71. かかるアイデアは匿名の査読者の一人から提案されたものである。
72. 例えばRorty[2000]、谷口[2009]などがそれである。
73. 労働者災害補償保険法施行規則別表第1。「女性の外ほうに著しい障害を残すもの」は「第7級」とされ、当該障害の存する期間1年につき給付基礎日額の131日分の障害補償年金が支給されるが、「男性の外ほうに著しい障害を残すもの」は「第12級」とされ、給付基礎日額の156日分の障害補償一時金が支給されるにとどまっていた（君塚[2012 : 239]参照）。
74. 京都地裁平成22年5月27日判時2093号72頁。ただし本判決自体は男女間で補償額に格差を設けることそのものを違憲としたのではなく、その格差の大きさが著しく不合理である点を問題にしたものである点には注意を要する。
75. セクシュアリティの文脈ではあるが、異性愛主義的規範が「〈法〉の言説」によって行為遂行的に構築され得ることを指摘するものとして、例えば綾部[2006 : 149]。
76. 経済的（再）分配が意図せずして誤承認の効果をもたらしてしまう点こそフレイザーが「（再）分配／承認の正義」の理論で繰り返し注意を喚起してきた事柄だった（Fraser[1997 : 25], Fraser[1998 : 47-49]）。アンダーソンもまた、醜い容貌ゆえに不利益を被る人々において（「他の条件が同じならば」と留保しつつ）民主的平等の立場からは物質的資源による補償よりも（醜い容貌を抑圧関係へと転換する）社会規範そのものの変革を志向する理由があると述べている（Anderson[1999 : 336]）。
77. 本稿の草稿に対して匿名の査読者の一人から、（ロールズ来の）主流派分配的正義論と批判理論との根本的な理論的構えの相違に言及した上で今後の展望を示唆する必要があるとの指摘を受けた。（誤）承認の問題に示されるように両者の理論的相違は、前者が（ニュアンスの差こそあれ）財や資源の均等分配を理論の中心に据えているのに対し、後者は資源分配では把握しきれない主体間の相互行為の次元における非対称な関係性を直接問題とする理論構成をとっている点にあると思われる。そしてスティグマや排除といった誤承認が主体間の相互行為の次元で第一義的に現れる以上、今後の展望としては序節でも記した通り、平等論の第一義的関心を（分配格差の是正ではなく）抑圧関係の除去に求める関係論的平等主義に立脚した正義構想を筆者自身の手で発展させていくことがまずは求められると考える。

## 文献

- Ackerman, Bruce (2014) *We the People Vol. 3: The Civil Rights Revolution*, Cambridge, Massachusetts: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Anderson, Elizabeth (1999) "What is the Point of Equality?," *Ethics*, 109(2): 287-337.
- Anderson, Elizabeth (2010a) "Justifying the capabilities approach to justice," in Harry Brighouse and Ingrid Robeyns (eds.), *Measuring Justice: Primary Goods and Capabilities*, Cambridge: Cambridge University Press: 81-100.
- Anderson, Elizabeth (2010b) "The Fundamental Disagreement between Luck Egalitarians and Relational

- Egalitarians,” *Canadian Journal of Philosophy*, Supplementary 36: 1-23.
- 綾部六郎 (2006) 「「セクシュアリティ」をめぐる平等論のディレンマ：「アイデンティティ」の相克の下で」日本法哲学会(編)『現代日本社会における法の支配—理念・現実・展望 法哲学年報2005』有斐閣, 144-155.
- Cohen, G. A. (1989) “On the Currency of Egalitarian Justice,” *Ethics*, 99(4): 906-944.
- Dworkin, Ronald (2000) *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Dworkin, Ronald (2002) “Sovereign Virtue Revisited,” *Ethics*, 113(1): 106-143.
- Dworkin, Ronald (2011) *Justice for Hedgehogs*, Cambridge, Massachusetts: Belknap Press of Harvard University Press.
- Dworkin, Ronald (2013) *Taking Rights Seriously*, New edition, London and New York: Bloomsbury.
- Fraser, Nancy (1997) “From Redistribution to Recognition?: Dilemmas of Justice in a “Postsocialist” Age,” in her *Justice Interruptus: Critical Reflections on the “Postsocialist” Condition*, New York and London: Routledge: 11-39.
- Fraser, Nancy (1998) “Social Justice in the Age of Identity Politics: Redistribution, Recognition, and the Participation,” in Grethe B. Peterson (ed.), *The Tanner Lectures on Human Rights*, Vol. 19, Salt Lake City: University of Utah Press: 1-67.
- Fraser, Nancy (2000) “Rethinking Recognition,” *New Left Review*, 3: 107-120.
- Fraser, Nancy (2003) “Social Justice in the Age of Identity Politics: Redistribution, Recognition, and the Participation,” in Nancy Fraser and Axel Honneth, *Redistribution or Recognition?: A Political-Philosophical Exchange*, London and New York: Verso: 7-109.
- Hart, H. L. A. (1961) *The Concept of Law*, Oxford: Oxford University Press.
- Honneth, Axel (1995) *The Struggle for Recognition: The Moral Grammar of Social Conflicts*, Cambridge: Polity Press. = (2014) 山本啓・直江清隆(訳)『承認をめぐる闘争：社会的コンフリクトの道徳的文法 [増補版]』放送大学出版局.
- 井上彰 (2008) 「平等・運・市場：ドゥオーキン資源平等論の再検討」萩原能久(編)『ポスト・ウォー・シティズンシップの思想的基盤』慶應大学出版会, 121-139.
- 井上彰 (2011) 「ドゥオーキンは平等主義者か？」宇佐美誠・濱真一郎(編)『ドゥオーキン：法哲学と政治哲学』勁草書房, 189-205.
- 木部尚志 (2015) 『平等の政治理論：品位ある平等にむけて』風行社.
- 君塚正臣 (2012) 「男性にとってのジェンダー法：弱き者、汝の名はさて誰なのか」犬伏由子・井上匡子・君塚正臣(編)『レクチャージェンダー法』法律文化社, 237-246.
- Kymlicka, Will (1989) *Liberalism Community, and Culture*, New York: Oxford University Press.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Massachusetts: Belknap Press of Harvard University Press.
- Robeyns, Ingrid (2008) “Is Nancy Fraser’s Critique of Theories of Distributive Justice Justified?,” in Kevin Olson (ed.), *Adding Insult to Injury: Nancy Fraser Debates Her Critics*, London and New York: Verso, 176-195.

- Rorty, Richard (2000) "Is 'Cultural recognition' a Useful Notion for Leftist Politics?" *Critical Horizon*, 1(1): 7-20.
- Scheffler, Samuel (2003) "What Is Egalitarianism?," *Philosophy and Public Affairs*, 31(1): 5-39.
- Sen, Amartya (1980) "Equality of What?," in S. McMurrin (ed.), *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 1, Salt Lake City: University of Utah Press: 197-220.
- 谷口功一 (2009) 「市民的公共性の神話／現実、そして」 飯田隆他(編)『岩波講座哲学10 社会／公共性の哲学』岩波書店, 169-190.
- Taylor, Charles (1994) *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press.
- Young, Iris M. (1990) *Justice and the Politics of Difference*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press.
- Young, Iris M. (2000) *Inclusion and Democracy*, New York: Oxford University Press.